

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

- 不健全図書類の指定……………
- ……(青少年・治安対策本部総合対策部青少年課)……
- 特定計量器定期検査の実施……………
- ……(生活文化局計量検定所検査課)……
- 保安林の指定予定(二件)……………
- ……(産業労働局農林水産部森林課)……
- 東京都乗合自動車IC一日乗車券の発売等に関する規程の旅客運賃の特例……………
- ……
- 東京都地下高速電車記念一日乗車券の発売……………
- ……
- 開発行為に関する工事完了……………
- ……(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………
- ……(産業労働局商工部地域産業振興課)……
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………
- ……(同)……
- 東京都指定給水装置工事事業者の指定……………
- ……(水道局)……

告示

●東京都告示第千二十四号

東京都青少年の健全な育成に関する条例(昭和三十九年東京都条例第八十一号)第八条第一項の規定により、青少年の健全な育成を阻害するものとして、次のとおり指定する。

平成三十年七月十三日

東京都知事 小池 百合子

図書類

指定番号	種類	名称、号刊、共通雑誌コード及び発行者	指定理由
四二七四	雑誌	ジュネットコミックス 341 ピアスシリーズ526 西園寺先生の逝つちゃうセックスファイル 四七七〇―一六 ジュネット株式会社	著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある。
四二七五	雑誌	GUSH mania COMICS 大きなモノとご主人様 五〇九六一―二五 株式会社海王社	同右

●東京都告示第千二十五号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成三十年七月十三日

東京都計量検定所長 林 久美子

一 検査地域 北区及び足立区

二 検査対象

非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラムを超え二トン以下のもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二トンを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日

平成三十年八月二十日から同年十月五日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所

特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所

五 指定定期

一般社団法人東京都計量協会
検査機関
の名称

●東京都告示第千二十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定であるので告示する。

平成三十年七月十三日

東京都知事 小池 百合子

一 保安林予定森林の所在場所

新島村字宮塚山三七六番(次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び新島村役場に備え置いて縦覧に供する。)

●東京都告示第千二十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定であるので告示する。

平成三十年七月十三日

東京都知事 小池百合子

保安林予定森林の所在場所

一 保安林予定森林の所在場所
三宅島三宅村伊ヶ谷三三八番(次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的
土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び三宅村役場に備え置いて縦覧に供する。)

告示(交)

●交通局告示第七号

東京都乗合自動車IC一日乗車券の発売等に関する規程(平成十九年交通局規程第七号。以下「規程」という。)第四条第二項の規定により、東京都乗合自動車IC一日乗車券(以下「バスIC一日券」という。)の旅客運賃の特例を告示する。

平成三十年七月十三日

東京都交通局長 山手 齊

平成三十年七月十四日から同年八月三十一日までの期間に発売するバスIC一日券(規程第五条第一号に規定する大人の使用に供するものに限る。)を所持する旅客が同伴する小児の旅客運賃は、二人までは無料とする。

●交通局告示第八号

東京都地下高速電車記念一日乗車券を次のように発売する。

平成三十年七月十三日

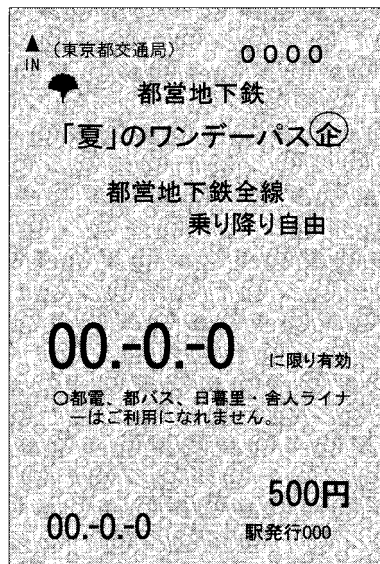
東京都交通局長 山手 齊

一 記念乗車券の名称
都営地下鉄「夏」のワンデーパス

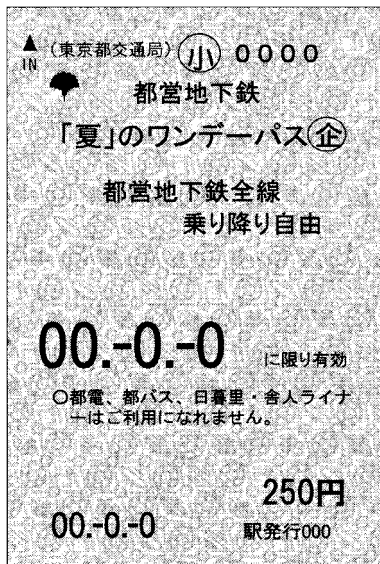
二 記念乗車券の種類及び運賃
東京都地下高速電車記念一日乗車券 大人 五百円、小児 二百五十円

三 記念乗車券の様式

(一) 大人用



(二) 小児用



四 記念乗車券の発売期間
平成三十年七月十四日から同年八月二十六日までの東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日及び同月十三日から十七日までとする。

五 記念乗車券の効力

発売日一日に限り、都営地下鉄に何回でも乗降車することができるとのこと。

六 記念乗車券の発売場所

都営地下鉄の各駅（押上駅、目黒駅、白金台駅、白金高輪駅及び新宿線新宿駅を除く。）

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成三十年七月十三日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

府中市押立町五丁目十一番六、小平市鈴木町一丁目四百七十五番地一

武蔵開発株式会社 代表取締役 深松 優

調布市深大寺南町二丁目十五番十四の一部

立川市錦町二丁目四番三三番 代表取締役 渡邊 裕

多摩市連光寺三丁目四番二、同番二地先及び同番三

杉並区宮前一丁目十五番十三号 株式会社ホーク・ワン 代表取締役 平塚 寛之

府中市紅葉丘一丁目八番六

府中市宮町一丁目十九番地の十 株式会社大内商事 代表取締役 大内 勝美

武蔵野市吉祥寺本町四丁目千八百十六番二、同番六十六から同番六十八まで、同番七十八及び同番七十九 世田谷区成城二丁目四十番九号 株式会社サポート・ワン 代表取締役 佐々木友也

小金井市関野町一丁目三百二十七番 武蔵野市境二丁目二番二二番 株式会社飯田産業 代表取締役 兼井 雅史

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体にあつては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成三十年七月十三日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するように提出してください。

平成三十年七月十三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 株式会社イトーヨーカ堂東村山店
二 店舗所在地 東村山市本町二丁目二番地十九ほか
三 設置者名 株式会社セブン・フィナンシャルサービス
四 設置者住所 千代田区二番町四番地五

五 変更前の設置者住所 千代田区二番町八番地八

六 変更後の設置者住所 千代田区二番町四番地五

七 変更前の設置者の代表者名 橋本 玄

八 変更後の設置者の代表者名 水落 辰也

九 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社イトーヨーカ堂ほか十名

十 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社イトーヨーカ堂ほか十二名

十一 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社イトーヨーカ堂ほか二名

十二 変更前の小売業者の代表者名 戸井 和久（株式会社イトーヨーカ堂）ほか

十三 変更後の小売業者の代表者名 三枝 富博（株式会社イトーヨーカ堂）ほか

十四 変更日 平成二十九年十二月七日ほか

十五 届出日 平成三十年六月二十日

十六 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

十七 縦覧期間 平成三十年七月十三日から同年十一月十三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

十八 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名 株式会社イトーヨーカ堂綾瀬店

<p>一 店舗名</p> <p>ザ・プライス西新井店</p>	<p>二 店舗所在地 足立区綾瀬三丁目四番八号</p> <p>三 設置者名 株式会社イトーヨーカ堂</p> <p>四 設置者住所 千代田区二番町八番地八</p> <p>五 変更前の設置者の代表者名 戸井 和久</p> <p>六 変更後の設置者の代表者名 三枝 富博</p> <p>七 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社イトーヨーカ堂ほか七名</p> <p>八 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社イトーヨーカ堂ほか六名</p> <p>九 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社イトーヨーカ堂ほか一名</p> <p>十 変更前の小売業者の代表者名 戸井 和久(株式会社イトーヨーカ堂)ほか</p> <p>十一 変更後の小売業者の代表者名 三枝 富博(株式会社イトーヨーカ堂)ほか</p> <p>十二 変更日 平成二十九年三月一日ほか</p> <p>十三 届出日 平成三十年六月二十日</p> <p>十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十五 縦覧期間 平成三十年七月十三日から同年十一月十三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>
<p>大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要に</p>	<p>二 店舗所在地 足立区興野一丁目十二番七号</p> <p>三 設置者名 株式会社イトーヨーカ堂</p> <p>四 設置者住所 千代田区二番町八番地八</p> <p>五 変更前の設置者の代表者名 戸井 和久</p> <p>六 変更後の設置者の代表者名 三枝 富博</p> <p>七 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社イトーヨーカ堂ほか一名</p> <p>八 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社イトーヨーカ堂</p> <p>九 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社イトーヨーカ堂</p> <p>十 変更前の小売業者の代表者名 戸井 和久</p> <p>十一 変更後の小売業者の代表者名 三枝 富博</p> <p>十二 変更日 平成二十九年三月一日</p> <p>十三 届出日 平成三十年六月二十日</p> <p>十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十五 縦覧期間 平成三十年七月十三日から同年十一月十三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>
<p>東京都市道局長 中 嶋 正 宏</p>	<p>ついて</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。</p> <p>平成三十年七月十三日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 店舗名 ホームセンターコーナン王子堀船店</p> <p>二 店舗所在地 北区堀船一丁目二十三番十三号</p> <p>三 設置者名 コーナン商事株式会社</p> <p>四 意見</p> <p>ア 聴取者 北区長</p> <p>イ 概要 意見なし</p> <p>ウ 収受日 平成三十年六月二十一日</p> <p>五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>六 縦覧期間 平成三十年七月十三日から同年八月十三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>東京都市道指定給水装置工事事業者の指定について</p> <p>水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第十六条の二第一項の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者を次のとおり指定した。</p> <p>平成三十年七月十三日</p>

指定番号	商号	代表者	住所	指定年月日
九六九三	株式会社 新郷興産	鴫田 勇喜	埼玉県川口市大字東本郷九百六十五番地	平成三十年五月二十八日
九六九四	STL森山建設株式会社	森山 政明	神奈川県横浜市神奈川区神大寺一丁目十六番九号	同日
九六九五	有限会社 ハマダ設備工業	濱田 寛隆	練馬区北町二丁目二十九番十九号	同日
九六九六	株式会社 谷口設備	谷口 竜太	練馬区高松三丁目三番十二号	同日
九六九七	株式会社 ベストライフ	稲垣 和真	茨城県牛久市柏田町四百六十一番地一	同日
九六九八	株式会社 セイテック	深沢 誠二	品川区二葉四丁目二番六号	同日
九六九九	田中水道	田中 一徳	江戸川区宇喜田町千三百七十五番地	同日
九七〇〇	BEACHTECH株式会社	池田 尚晃	神奈川県厚木市下川入八十六番地八	同日
九七〇一	HSMITH	久間田吉克	千葉県市川市妙典五丁目十五番二十七ー四〇	同日
九七〇二	共和建築株式会社	飯塚 和江	足立区宮城一丁目二番七号	同日
九七〇三	株式会社 栄工設備商会	福島 孝世	国立市谷保五千七百八十六番地の二	同日
九七〇四	株式会社 テクノ工業	宍戸 美樹	足立区入谷五丁目十番五号	同日
九七〇五	株式会社 第一住設	永倉 正史	埼玉県さいたま市見沼区大字東門前四百四十七番地二	同日
九七〇六	建築設備 まり工房	河原 真也	神奈川県川崎市幸区南加瀬五丁目十六番十八ー三号	同日
九七〇七	KISHIROKUS	岸 孝司	多摩市貝取一丁目五十番地の二	同日
九七〇八	株式会社 アスプラント	山口 義士	国分寺市東恋ヶ窪五丁目六番地三	同日

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価

本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001